

税務通心

申告書等の控えへの収受日付印の押なつが廃止

国税に関する申告書や届出書など（以下、申告書等）を税務署等へ書面で提出する際、提出した事実や税務署等がいつ受け取ったか確認等するために控えを添えて提出し、その控えに収受日付印を押なつの上、返送等してもらう実務慣行があります。この押なつが廃止されます。

1 2025年1月から廃止

国税に関する申告手続等について、オンライン化を推進するなど、デジタル社会の実現に向けた取組が進んでいます。実際オンライン化は年々進んでおり、国税庁から公表された「令和5年度におけるオンライン（e-Tax）手続の利用状況等について」によれば、オンライン利用率として法人税申告は86.2%、所得税申告は69.3%との結果が公表されています。このオンライン利用率の向上や、今後も利用が拡大する見込みなども踏まえて、これまで行われてきた、書面提出による申告書等の控えへの収受日付印の押なつは、2025年1月から廃止されることとなりました。そのため、1月以降の書面提出は、正本（提出用）のみを提出します。なお、当分の間の対応として、希望者には申告書等を収受した日付や税務署名を記載したリーフレットが交付されます（郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒の同封が必要）。

2 申告内容等の確認方法

書面提出を行った場合に、提出の事実や申告内容等を確認する方法として、国税庁は次の方法を案内しています。ご参考ください。

書面提出を行った場合の申告内容等の確認方法（できる→○、できない→×、()内は手数料）

確認方法 (利用サービス名等)	請求方法		
	オンライン	税務署窓口	
申告書等情報 取得サービス	○ 無料	×	● 所得税の確定（修正）申告書、青色申告決算書等のうち直近3年分について、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを取得
保有個人情報の 開示請求	○ 200円/件	○ 300円/件	● 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認 ● 郵送での請求も可能
申告書等 閲覧サービス	×	○ 無料	● 納税者等が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に関与可能（代理人でも関与可能（委任状が必要）） ● 一定の場合は写真撮影が可能
納税証明書の 交付請求	○ 370円/件	○ 400円/件	● 確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得 ● 郵送での請求も可能

(※) 基本的にはオンライン請求（申請）時にはマイナンバーカード等が、税務署の窓口請求時には本人確認書類などの一定の書類がそれぞれ必要となります。実際に請求する際は、必要書類等を事前に確認するとよいでしょう。

参考：国税庁 | 令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm> 他

労務通心

健康保険証の発行終了に伴い手続きも変わりました

健康保険証の新規発行が、2024年12月2日をもって終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する「マイナ保険証」の本格運用が始まります。これに伴い、従業員が入社したときの社会保険の手続きなどが一部変更になります。

1 新規発行も再発行もありません

2024年12月2日以降、健康保険証は発行されません。新たに資格取得をする従業員だけでなく、家族が被扶養者として認定を受けるときも同様です。また、婚姻等で氏名変更となる場合や健康保険証を紛失した場合についても、再発行はされません。なお、すでに発行されているお手元の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます。

2 今後の手続き～資格確認書の発行

今後は医療機関等で保険診療を受ける際、基本的にマイナ保険証を利用することになります。マイナ保険証が利用できない人へは「資格確認書」が発行されるため、これを医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

この「資格確認書」を迅速に発行するために、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に、新たに「資格確認書発行要否」欄が設けられました。新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、この欄にチェックを入れることで、発行手続きが速やかになります。

チェックが入っていない場合でも、マイナ保険証が利用できない人には、資格確認書が発行されますが、発行までに時間がかかるとされています。近い時期に医療機関等の受診予定がある場合などで差し支わりの生じますので、マイナ保険証が利用できない人の手続きを行う際には、資格確認書の発行の要否を確認の上、この欄をご利用ください。

※マイナンバーカードを作っていない人や、健康保険証として利用登録を行っていない人等

3 マイナ保険証について確認を

今後の手続きは、マイナ保険証が利用できるか否かの情報を事前に入手しておくこととスムーズです。従業員の入社が決まったら、次の情報を入手しておくといでしょう。

- ① マイナンバーカードを作っているか
- ② マイナ保険証の利用登録状況

特に②については、登録の有無をご本人が把握されていないケースが多く見受けられます。手続きの段階で確認していると時間を要することにもなりかねませんので、ご注意ください。登録状況は、マイナポータルで確認いただけます。

参考：
厚生労働省 | マイナンバーカードの健康保険証利用について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
マイナポータル <https://myna.go.jp/>